

第4期宍粟市地域福祉計画

令和7年度～令和11年度

《概要版》

令和7年3月

宍粟市

第4期宍粟市地域福祉計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

近年、高齢福祉や障がい福祉、子育て支援など、各制度の充実が図られる一方で、人口減少や核家族化、未婚化、晚婚化、ライフスタイルや働き方の変化などを背景に、地域福祉を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、8050問題やダブルケア、ひきこもりやヤングケアラーなど、従来の制度・分野の枠の中には当てはまりにくい制度の狭間の課題や複雑化・複合化した課題が顕在化しています。

こうした問題を抱えている人の中には、自ら助けを求めることができず、暮らしが追い込まれ、その結果、危機的な局面になるまで問題が表面化しないということは少なくありません。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、従来の支援のあり方に変容を迫るとともに、上記の社会問題を加速度的に進行させています。急速に変化する社会環境の中で、誰ひとりとして、孤立させないまちづくりが必要です。

こうした背景を踏まえ、本市の地域福祉施策を取り巻く現状と課題を整理し、地域福祉のさらなる推進を図るべく、「第4期宍粟市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2. 地域福祉とは

「地域福祉」とは、“幸せ”や“豊かさ”を意味する「福祉」に、「地域」という言葉がついています。つまり、住民と地域で活動している団体や行政が連携し、様々な課題の解決に向けて取り組むことで、誰もが住み慣れた地域でその人らしい暮らしの中で、幸せを感じることができる地域をみんなでつくっていくことです。

私たちが住む地域には、年齢や性別、障がいの有無、生活の状況等、事情の異なる様々な人々が暮らしており、その中には様々な生活課題を抱え、支援を必要としている人たちもいます。

地域での人間関係が希薄になりがちな現代ではありますが、身近な暮らしの中で起こる困りごとを「我が事」として考え、多様化・複雑化している課題を「丸ごと」受け止め、地域課題の解決にあたることが大切です。

3. 地域共生社会とは

「地域共生社会」とは、本市に住むすべての人々が支え手側と受け手側に分かれることなく、互いに支え合いながら、自分らしく活躍することができる社会のことです。

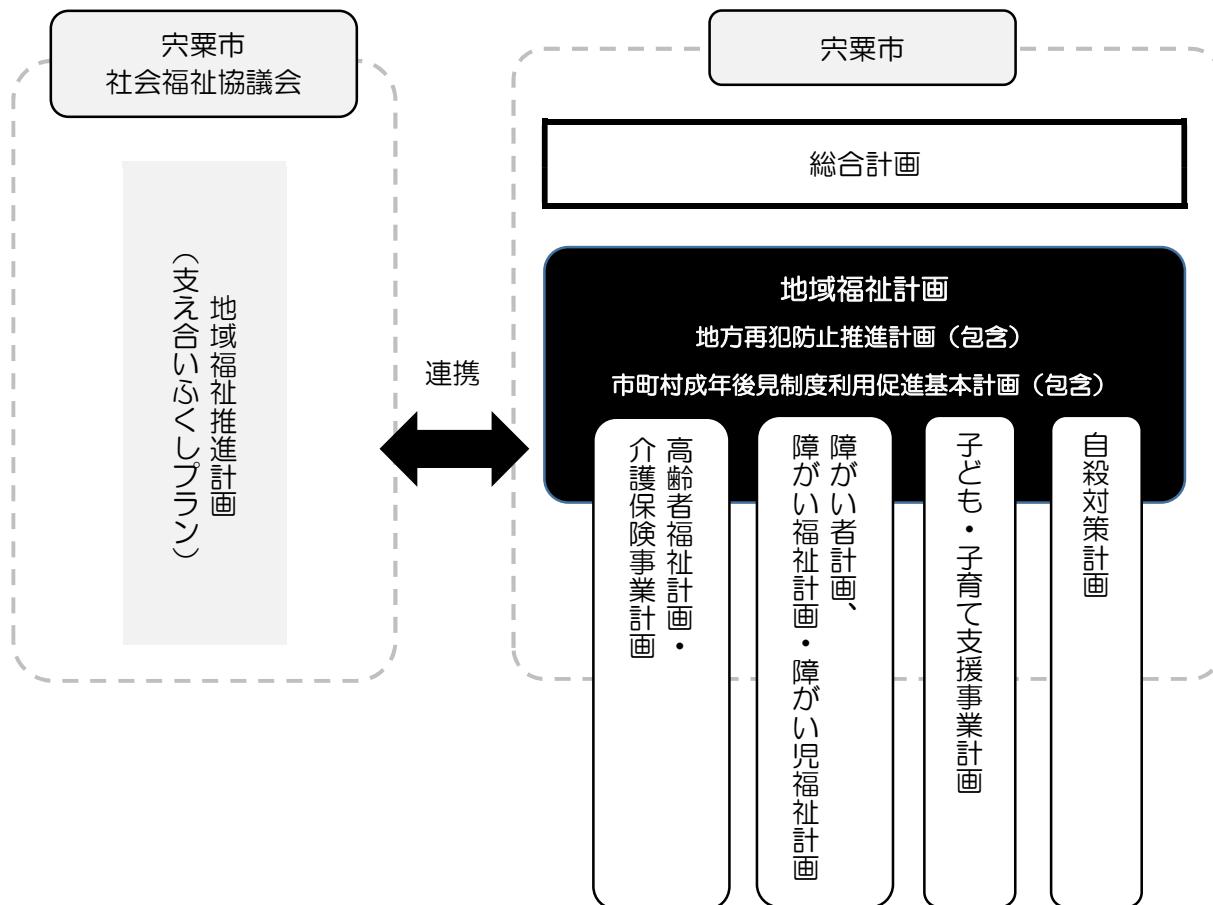
地域では、市民一人ひとりが地域の困りごとや課題を他人事ではなく「我が事」として気づき・とらえ、世代や分野を超えて、地域の人やあらゆる地域の資源が「丸ごと」つながり、地域の困りごとや課題の解決にあたったり、適切な支援につなげる仕組みをつくるなど、地域全体で支え合う取り組みを行っていくことが大切です。

また、行政は、各分野・機関が連携することで、包括的な支援体制を整備し、地域の支え合いを支援していくことが必要となります。

4. 計画の位置付け

本計画は、「社会福祉法」第107条に基づいた「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、行政計画として地域福祉推進のための理念や方向性を示すものです。

また、本計画は「宍粟市総合計画」を最上位計画として整合を図るとともに、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援等の各福祉関連計画の上位計画として、各計画との整合性の確保・更なる連携の推進を図ります。同時に、社会福祉協議会が策定している計画であり、地域住民や地域福祉に関わる住民組織等の具体的な活動内容を定める「地域福祉推進計画（支え合いふくしプラン）」とも整合を図り、計画を推進します。



6. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や福祉関連施策の見直し、関連施策と整合を図りつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。

| | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) | 令和9年度 (2027年度) | 令和10年度 (2028年度) | 令和11年度 (2029年度) |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 第3期計画 宍粟市地域福祉計画 | | | | | | | |
| 第4期 宍粟市地域福祉計画 | | | | | | | |

計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくためには、身近な地域や市全体での支え合い・助け合いの心を育むとともに、市民一人ひとりが我が事として、地域の課題を意識し、解決に取り組むことが重要です。

前計画では、「つながりを みんなでつくる 宍粟のふくし」という基本理念の下、市民同士がつながり、支え合い、一人ひとりが住み慣れた地域でその人らしく暮らしていくよう、地域福祉を推進してきました。

本計画では、前計画の考え方引き継ぎ、介護、障がい、子どもといった分野の「縦割り」を超えて、それぞれの専門性をお互いに活用し、世代を問わず市民と福祉分野とそれ以外の分野が福祉の担い手として一緒に考え、「支える側」と「支えられる側」という固定化された関係から支え合う共生のまちをめざすとともに、コロナ禍で喪失したつながりを再構築することで、誰一人取り残されることがないまちをめざします。

「誰一人 おいてかへん 宍粟のふくし」

2. 基本目標

「縦割り」の関係、「世代や分野」、「支える側と支えられる側」という関係を超えて、宍粟市で生活する市民、団体、企業などがともに助け合い支え合う共生のまちをめざし、現状からみえる課題をふまえ、以下の基本目標を定めました。

基本目標1 地域福祉を進める意識と担い手を育てよう

基本目標2 誰一人孤立しない地域をつくろう

基本目標3 包括的支援と多機関協働の仕組みをつくろう

各基本目標の施策目標

基本目標1 地域福祉を進める意識と担い手を育てよう

（1）福祉学習の機会を増やし、地域福祉を進める意識を育てます

地域福祉を進めるためには、市民一人ひとりが地域の役割を正しく理解し、地域の助け合い・支え合いなどを意識し、行動することが重要です。また、地域福祉の担い手の育成には、福祉に関心を持つ人を増やし、学びにつなげ、活動につなげることが重要です。そのため、関係団体や行政は市民に対し、学ぶ機会を提供し、地域福祉意識の向上を図ることで地域福祉活動への参加を推進します。また、子どもの頃から、福祉に関して学び、地域と連携した活動への参加を通して、地域福祉に関する関心や理解を高めていくことをめざします。

| | |
|---|----------------|
| 1 | 市民向け学習会等の推進 |
| 2 | 各種団体への学習機会の提供 |
| 3 | 児童・生徒の福祉の意識づくり |

（2）地域活動に関わる機会をつくります

地域福祉を推進するためには、助け合い・支え合いの地域づくりに関心を持ち、活動に参加した人が継続的に活動できるようにすることが重要です。市民活動・ボランティア活動への支援・提案を通じて、「楽しい」「やりがいがある」と参加した人の精神的な充実感につなげることで、ライフスタイルが多様化し、一人暮らしの増加で家族の形が変わっていく中、近隣住民同士の関係を再構築し、多様な問題の解決の力になることをめざします。

| | |
|---|------------------|
| 1 | 市民活動やボランティア活動の推進 |
| 2 | まちづくり活動の推進 |

（3）地域福祉を担う人材を発掘・育成します

地域においては、ボランティアの高齢化や地域福祉を担うリーダー不足等、地域福祉を推進する人材の育成が課題となっています。また、事業所等においては、福祉分野の専門的な人材の確保・定着が課題となっています。関係機関と連携した地域福祉を担う人材の養成講座の実施や地域福祉活動等への支援の実施を通して、地域福祉を担う人材を発掘・育成します。

| | |
|---|------------------|
| 1 | 市民が支援者となる取り組みの推進 |
| 2 | 専門職の学びの機会の提供 |
| 3 | 専門職の養成に関する協力 |
| 4 | 多様な団体の参加の推進 |

（4）社会福祉法人による公益的活動を推進します

社会福祉法人は法人の持つ高い公益性をふまえ、地域の福祉ニーズ等を勘案し、地域における公益的な取り組みを実施することが求められています。社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）と連携を図り、地域生活課題の解決につながる社会福祉法人による公益的な活動を促進します。

| | |
|---|------------------------|
| 1 | 社会福祉法人による交流・つながりづくりの促進 |
| 2 | 社会福祉法人による取り組みの情報発信 |

基本目標2 誰一人孤立しない地域をつくろう

(1) 世代や属性を超えて交流できる場や地域福祉・生活支援拠点づくりを進めます

地域の課題解決のためには、まずは市民同士が集い・交流し、地域の課題を知り・共有することが重要です。様々な人や世代を超えた交流が生まれるよう、場の提供等を通じた支援を行うとともに、地域の困りごとを集約し解決する場や団体の活動拠点となるような拠点づくりを進めます。

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 | 地域福祉・生活支援拠点づくりの推進 |
| 2 | 世代や属性を超えて交流できる場づくりの推進 |

(2) 多様な社会参加の機会をつくります

人口減少やライフスタイルの多様化等により、地域における市民同士の関係が希薄化する傾向にある中、日頃からお互いに関係をつくり、支え合う体制を構築することはとても重要です。関係機関と連携し、地域住民がつながり、支え合うことのできる関係づくりを推進するとともに、地域住民が主体的に地域の課題を把握し、解決を試みることができるよう、取り組みの充実を図ります。

- | | |
|---|----------------------|
| 1 | 若年層の地域活動への参加を推進 |
| 2 | 高齢者による地域づくり活動の担い手の推進 |
| 3 | 民間事業者による見守り等活動の推進 |
| 4 | 地域活動に関する情報発信 |

(3) 支える人を支える仕組みをつくります

複雑化・複合化した課題を持つ人を支援する専門職や地域福祉活動団体の世話役・リーダーがその負担から突然やる気を失ってしまうことや地域福祉活動団体が解散するということがないよう支える人を支える仕組みが重要です。支援や活動に必要な専門的な学びが得られる機会や支援者同士が連携・協力することで、支援する人が一人で負担を抱え込むことがないよう支える人を支える仕組みを構築します。

- | | |
|---|--------------------|
| 1 | 地域福祉活動団体の世話役等の負担軽減 |
| 2 | チーム支援による支援者の負担軽減 |

(4) 地域の防災力を高める取り組みを推進します

災害から生命・財産を守るために、普段から一人ひとりが災害に備えるとともに、日頃から地域における見守りや声かけを実施することが重要です。身近な地域における防災訓練等の取り組みを推進するとともに、高齢者や障がいのある人等、特に災害時に支援が必要な人の把握や安全確保の推進、地域全体の見守り体制の整備等、地域の防災力を高める取り組みを推進します。

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 | 防災に関する知識の普及啓発と防災意識の向上 |
| 2 | 地域防災力の向上 |
| 3 | 地域による助け合いの仕組みづくり |
| 4 | 誰もが安心できる避難所の運営・確保 |

基本目標3 包括的支援と多機関協働の仕組みをつくろう

（1）多岐にわたる困りごとを包括的支援につなげます

一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるようになるとには、困りごとの背景にある様々な課題（仕事や住まい、健康、家族問題、社会的な孤立など）を把握し、世帯を単位として支援することが重要です。関係機関が連携し、困りごとの背景にある様々な課題を発見し、地域や関係機関がチームとなって丸ごと（包括的）支援につなげます。

- | | |
|---|--------------------|
| 1 | 困りごとの背景にある課題の把握 |
| 2 | 家族を含めた困りごとの解決 |
| 3 | 多機関協働による寄り添い・伴走型支援 |
| 4 | 多機関協働の支援チームの構築 |

（2）福祉制度等の情報発信力の向上に努めます

様々な生活上の課題や問題解決のためには、困りごとがある人や支援を必要とする人が気軽に相談できる環境づくりや包括的な相談窓口の設置等が重要です。また、様々な福祉サービスを必要としている人が、サービスを適切に選択して利用できるよう、サービス内容の周知や情報発信の方法等の充実に努めます。

- | | |
|---|----------------|
| 1 | 市による情報発信の充実・強化 |
| 2 | 誰もが分かりやすい情報発信 |

（3）多機関協働による課題を解決する仕組みづくりを進めます

様々な困りごとを解決するためには、相談を受けた支援機関が困りごとを整理し、解決のために多機関が連携・協働して支援することが重要です。支援機関は相談をされた人だけではなく、その世帯を含めた困りごとを丸ごと解決するため、様々な支援機関と連携・協働する仕組みづくりを進めます。

- | | |
|---|----------------------|
| 1 | 分野別の相談窓口と関係機関との連携の強化 |
| 2 | 多機関協働ネットワークづくりの推進 |
| 3 | 重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討 |

宍粟市再犯防止推進計画（概要版）

■計画の位置づけ：再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地域再犯防止推進計画」として策定。

■計画の期間：第4期地域福祉計画と同様に、令和7年度から5年間。

■再犯防止に向けた取り組みの内容

| | | |
|---|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 地域での再犯防止に関する理解の醸成 | <ul style="list-style-type: none">● 犯罪や非行のない安全で安心な地域社会をめざし、保護司会や更生保護女性会などの更生保護関係者と連携し、「社会を明るくする運動」に取り組みます。● 次代を担う小中学生を対象に作文コンテスト等を実施することで、犯罪・非行のない地域社会づくりの大切さを考える機会をつくります。● 保護司会、更生保護女性会、青少年育成センター等と連携し、児童生徒の健全育成及び非行の未然防止に取り組みます。● 保護司会や更生保護女性会など更生保護活動を行う団体や活動などについて市民への周知に取り組みます。● 犯罪被害者等の心情を理解し、学ぶための講演会等の企画や、再犯防止に関する取り組みを市民にわかりやすく広報することに努めます。 |
| 2 | 犯罪をした人等への継続的な支援 | <ul style="list-style-type: none">● 生活困窮者自立支援制度などの社会参加や自立支援を行う部署は、更生保護関係者と連携し、住居や居場所の確保、就労支援等の一体的支援に努めます。● 刑事司法手続後に必要な支援が途切れることがないよう更生保護関係者と連携した支援体制づくりに取り組みます。 |
| 3 | 更生保護の担い手への支援 | <ul style="list-style-type: none">● 更生保護活動を行う団体から担い手の現状や課題を確認し、担い手の確保に必要な取り組みなどを一緒に検討します。● 更生保護関係者が活動しやすい環境づくりに協力します。● 更生保護関係者や関係機関、地域団体・組織、既存のネットワーク等との連携を図り、再犯防止に向けた支援体制の構築に取り組みます。 |

宍粟市成年後見制度利用促進基本計画（概要版）

■計画の位置づけ：成年後見制度の利用に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」として策定。

■計画の期間：第4期地域福祉計画と同様に、令和7年度から5年間。

■成年後見制度の利用促進に向けた取り組みの内容

| | | |
|---|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 成年後見制度の利用 促進 | <ul style="list-style-type: none">● 成年後見制度の普及・啓発<ul style="list-style-type: none">利用者にとってより身近な制度となるよう、また、成年後見制度を必要とする人が制度の利用に結びつくよう普及・啓発を図ります。具体的には、職員の出前講座の実施や市民を対象とした講演会の開催、専門職対象の研修会の開催を通して成年後見制度を利用する可能性のある本人や家族、介護・医療・福祉関係者に対する周知を行います。● 市長申立て及び報酬助成の実施<ul style="list-style-type: none">成年後見制度の利用が必要な状況にあるにもかかわらず、自ら申し立てることが困難、身近に申し立てる親族がない、成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申立てや成年後見人等への報酬について助成を実施し、引き続き制度利用の支援を行います。成年後見制度利用支援事業の周知を図るとともに実施内容について適宜見直しを行い、適切な制度利用に結び付けられるよう取り組みます。 |
| 2 | 地域連携ネットワー クの機能強化 | <ul style="list-style-type: none">● 中核機関・協議会の運営<ul style="list-style-type: none">健康福祉部福祉相談課を地域連携ネットワークの中核機関とし、地域において権利擁護に関わる支援者や専門職団体等による協議会である成年後見制度運営推進協議会の事務局を担います。地域・福祉・行政・専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）や家庭裁判所等の関係者が主体的に連携する仕組みを作ります。● 相談支援体制の強化<ul style="list-style-type: none">市民や身近な支援者等からの相談に応じて権利擁護支援の必要性や、適切な支援内容の検討を行います。また、必要な支援につなげられるよう相談窓口の充実・強化を図ります。また、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行等が円滑に進められるよう両制度の連携を図っていきます。● 権利擁護支援の検討を行う体制づくり<ul style="list-style-type: none">各機関と連携して本人を中心とした適切な権利擁護支援を検討していきます。成年後見制度の利用に関する専門的な判断が必要となる場合は、法律の専門職に相談し、成年後見制度の開始までの場面や成年後見制度の利用開始後における場面における専門的助言を確保します。また、併せて、適切な成年後見人等候補者の検討及び受任者調整の実施に向けて、その必要性や方法の検討を行っていきます。 |
| 3 | 担い手の確保 | <ul style="list-style-type: none">● 市民後見人の養成・育成<ul style="list-style-type: none">権利擁護支援ニーズや市民後見人の活動状況をふまえて計画的に市民後見人を育成するために、国や県と連携しながら、市民後見人の養成を進めます。また、市民後見人が実際に選任され、活躍できるよう適切な受任者調整や後見活動支援に取り組みます。● 法人後見実施団体の確保<ul style="list-style-type: none">権利擁護支援事業の実施が可能な法人に対して、情報提供や養成研修への参加を促し、社会福祉法人等の新たな法人後見の確保を行います。また、後見受任体制の整備を促進することで、持続可能な権利擁護支援に取り組みます。● 後見活動支援の検討<ul style="list-style-type: none">専門的知識を有しない親族後見人や経験のない市民後見人等の日常的な相談に応じる体制を中核機関に整備するとともに、市民後見人・法人後見実施団体に対する専門的な情報の提供を行いながら、個別の後見活動が円滑に行われるよう、専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）と連携しながら意思決定支援の重要性についての普及啓発に取り組みます。 |

計画の推進

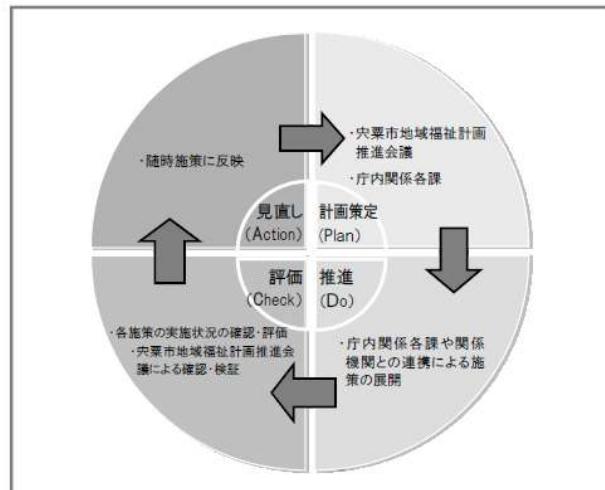
計画の推進体制

本計画の推進のためには、市民をはじめとして、市・社会福祉協議会・その他関係機関や団体等がそれぞれの専門性を活かし、連携・協働していきます。また、府内においても、福祉分野だけでなく、まちづくり、防災、建設、教育、産業等の他分野とも適宜連絡・調整を行うなど、一体となった連携体制の下、計画の推進を図ります。



計画の進捗管理・評価

本計画の検証・評価については、関係部局による進捗管理や事業の見直しを行うとともに、年1回宍粟市地域福祉計画推進会議において、多様な観点から進捗状況についての点検評価の意見を受け、取り組みの改善を図るものとします。



宍粟市地域福祉計画 <概要版>

(令和7年3月)

宍粟市 健康福祉部 社会福祉課

〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5番地 15

電話：0790-63-3067 FAX：0790-63-3140